

# 新宮町新宮中央浄化センター水処理施設増設工事

## 実施方針

令和7年6月

福岡県新宮町  
日本下水道事業団

## 目 次

はじめに .....	1
1 工事内容等 .....	1
(1) 工事名称 .....	1
(2) 工事の対象施設 .....	1
(3) 施設概要 .....	1
(4) 設計概要 .....	2
(5) 施工概要 .....	3
(6) 工事期間 .....	3
2 契約手続スケジュール（予定） .....	3
3 競争参加資格等（予定） .....	4

## はじめに

新宮中央浄化センターは、平成 22 年 3 月に供用開始した膜分離活性汚泥法の下処理場であり、現在、1～2 系列が供用している。今後、汚水量の増加が見込まれることから、3 系列目の水処理施設（5、6 池目）の増設工事をデザイン・ビルド方式（設計・施工一括発注方式）により実施することとしている。本実施方針は、本増設工事において求める主な入札参加要件等を示すものである。

## 1 工事内容等

### (1) 工事名称

新宮町新宮中央浄化センター水処理施設増設工事

### (2) 工事の対象施設

新宮町新宮中央浄化センター 水処理施設 3 系列（5、6 池目）

工事場所 福岡県糟屋郡新宮町大字上府地内

### (3) 施設概要

本工事の対象施設範囲を図-1 に、新宮中央浄化センターの施設概要を表-1 に、水処理施設 3 系列増設後のフローシートを図-2 に示す。

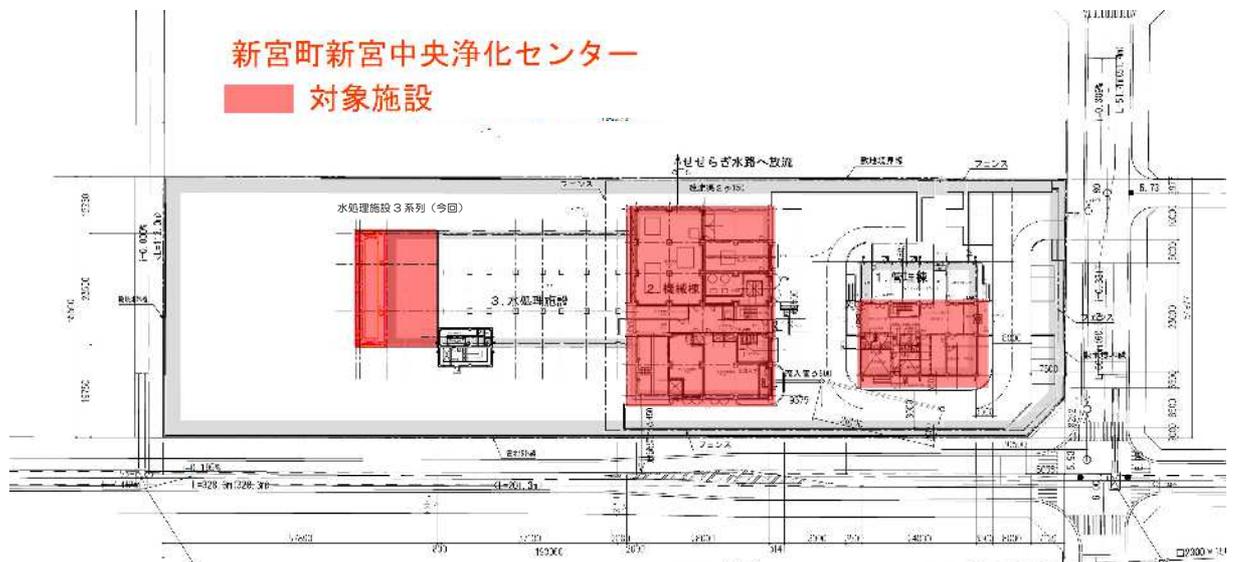


図-1 対象施設範囲

表-1 新宮中央浄化センターの施設概要

処理能力	処理方式
全体処理能力 : 7,610 m <sup>3</sup> /日 既設処理能力(1,2系) : 4,700 m <sup>3</sup> /日 増設処理能力(3系) : 2,910 m <sup>3</sup> /日	膜分離活性汚泥法

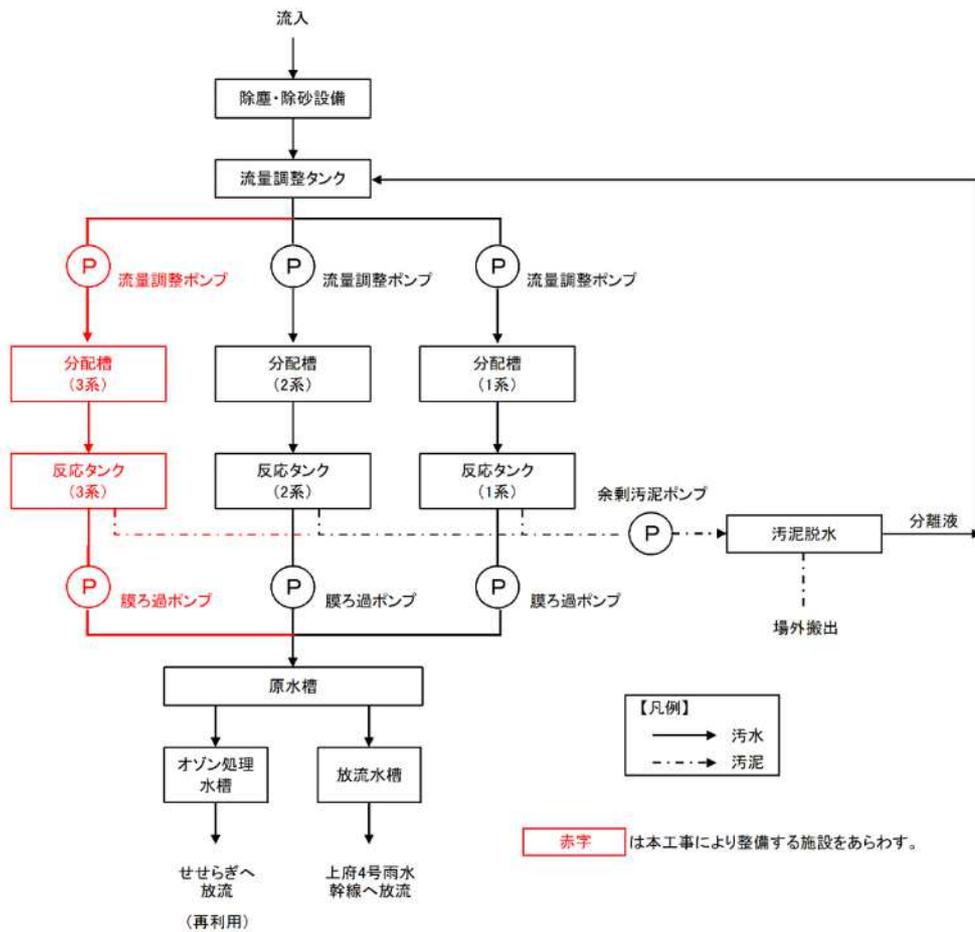


図-2 水処理施設 3 系列増設後のフローシート

(4) 設計概要

本工事における主な設計内容を表-2 に示す。

表-2 主な設計内容

業務区分		内 容
実施設計	事前調査	・測量、地質調査、周辺環境調査等、事業実施に必要な調査
	実施設計	・対象施設の実設計 (詳細設計)
	各種申請書の作成及び申請	・各種申請等の手続きに必要な書類の作成及び申請 (建築確認申請を含む)
	実施設計成果品の作成	・対象施設の実設計成果品の作成

## (5) 施工概要

本工事における工種区分毎の主な施工内容を表-3に示す。

表-3 主な施工内容

工種区分	施工内容
機械設備工事	水処理設備、脱臭設備、その他付帯設備 1 式
土木工事	土工、仮設工、躯体築造工、場内整備工 1 式
電気設備工事	運転操作設備、計装設備、監視制御設備、その他付帯設備 1 式
建築機械設備工事	換気設備、衛生設備 1 式
建築電気設備工事	電灯設備、動力設備、構内交換設備、拡声設備、自動火災報知設備 1 式

## (6) 工事期間

本工事の全体期間は、工事請負契約締結後 令和 11 年 3 月 16 日までとする。

なお、実施設計期間は、工事請負契約締結後 令和 8 年 9 月 30 日までとする。

## 2 契約手続きスケジュール（予定）

契約手続きスケジュール（予定）を表-4に示す。

なお、表に示す内容は現時点での予定であり、今後変更になる場合がある。

表-4 契約手続きスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年6月	実施方針の公表
令和7年7月上旬	入札公告
令和7年7月下旬	参加表明書、資格審査書類の受付期間
令和7年9月下旬	技術提案書の提出期限
令和7年12月下旬	落札者の決定 工事請負契約の締結

### 3. 競争参加資格等（予定）

競争参加資格等（予定）を表-5に示す。

なお、表に示す内容は現時点での予定であり、今後変更になる場合がある。

表-5 競争参加資格等（予定）

1	競争参加資格(認定資格)	
	<p>単体有資格者にあつては、1.1.1 に記載する条件を全て満たす者であること。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、1.2.1 に記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、1.3.1、1.3.2 に記載する代表者以外の者との組み合わせによる。なお代表者以外の業者は、担当する工事が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。(構成員数は限定しない。ただし担当する工事内容は重複しないこと。また担当する工事内容において製作と施工は一体不可分とする。)</p>	
1.1	単体有資格業者	
1.1.1	その1	
1.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
1.1.1.2	等級区分	A 等級
1.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事業及び建築工事業かつ電気工事業
1.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	九州地方、沖縄県、中国地方
1.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
1.2.1	その1(機械設備工事を施工する者)	
1.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
1.2.1.2	等級区分	A 等級
1.2.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
1.2.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	九州地方、沖縄県、中国地方
1.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外	
1.3.1	その1(乙型 土木工事、建築機械設備工事、及び建築電気設備工事を施工する者)	
1.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事業
1.3.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・A 等級、または B 等級・要件なし

1.3.1.3	事業所(種類・建設業許可)	A 等級は地域要件無し、B 等級は営業所・土木工事業、
1.3.1.4	上記事業所の所在地	A 等級は地域要件無し、B 等級は九州地方
1.3.2	その 2(乙型 電気設備工事を施工する者)	
1.3.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
1.3.2.2	等級区分	A 等級
1.3.2.3	建設業の許可の業種	電気工事業
1.3.2.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	九州地方、沖縄県、中国地方
2	競争参加資格(施工実績)	
	<p>単体有資格業者にあつては 2.1.1、2.1.2、2.1.3 のいずれか及び 2.1.4、2.1.5 の全てを満たす施工実績を有すること。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、2.2.1、2.2.2、2.2.3 のいずれかに該当する施工実績を有する満たす代表者と、2.3、2.4 に記載する施工実績を有する代表者以外の組み合わせによる。</p> <p>なお、特定建設共同企業体(乙型)・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた 2.3.1、2.4.1 の施工実績を満たすこと。</p>	
2.1	単体有資格業者	
2.1.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
2.1.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
2.1.3	③実証テスト	1(3)表 1 に記載された処理方式と異なる下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備および最終沈殿池設備を含むものに限る)の工事实績を有する者のうち、下水を用いた膜分離活性汚泥法の実証プラントによる実証テストにより技術力を証明できる者。ただし、この条件で受注できるのは1回限りとする。
2.1.4	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量 150m <sup>3</sup> 以上)のいずれかを含む土木工事。

2.1.5	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
2.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者(機械設備工事を施工する者)	
2.2.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
2.2.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
2.2.3	③実証テスト	1(3)表1に記載された処理方式と異なる下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備および最終沈殿池設備を含むものに限る)の工事实績を有する者のうち、下水を用いた膜分離活性汚泥法の実証プラントによる実証テストにより技術力を証明できる者。ただし、この条件で受注できるのは1回限りとする。
2.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事、建築機械設備工事、及び建築電気設備工事を施工する者)	
2.3.1	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量150m <sup>3</sup> 以上)のいずれかを含む土木工事。
2.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)	
2.4.1	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
3	競争参加資格(配置予定技術者)	
	<p>単体有資格業者にあつては、3.1に記載する条件をすべて満たす者とする。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、3.2に記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、3.3、3.4のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>なお、特定建設共同企業体(乙型)・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた3.3、3.4の施工実績を満たすこと。</p>	
3.1	単体有資格業者	

3.1.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ配置すること。
3.1.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
3.1.3	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の処理場、ポンプ場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
3.1.4	配置予定技術者の配置予定期間	
3.1.4.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
3.1.4.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和11年03月16日(金)まで
3.1.5	土木工事担当技術者	
3.1.5.1	土木工事担当技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量150m <sup>3</sup> 以上)のいずれかを含む土木工事。 土木工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。
3.1.5.2	土木工事担当技術者	
3.1.5.3	土木工事担当技術者の専任	要
3.1.5.4	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
3.1.6	電気設備工事担当技術者	

3.1.6.1	電気設備工事 担当技術者の 工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 電気設備工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。
3.1.6.2	電気設備工事担当技術者	
3.1.6.3	電気設備工事担当技術者の専任	要
3.1.6.4	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで
3.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者(機械設備工事を施工する者)	
3.2.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 また、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
3.2.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
3.2.3	配置予定技術者の配置予定期間	
3.2.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
3.2.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和11年03月16日(金)まで
3.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事、建築機械設備工事、及び建築電気設備工事を施工する者))	
3.3.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量150m <sup>3</sup> 以上)のいずれかを含む土木工事。 また、担当する工事内容に土木工事以外の工事内容が含まれる場合

		は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
3.3.2	配置予定技術者の配置予定期間	
3.3.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
3.3.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
3.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)	
3.4.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。</p> <p>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p> <p>また、担当する工事内容に電気設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。</p>
3.4.2	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設、又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。</p> <p>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事の工事経験は除く。</p>
3.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
3.4.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
3.4.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで
4	競争参加資格(実施設計の配置予定技術者 )	
	<p>単体有資格業者にあつては、4.1 に記載する条件を全て満たす者であること。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、4.2 に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3、4.4 のいずれかの条件を満たす代表者以外の者と2者との、代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>また特定建設共同企業体(乙型)代表者が担当する実施設計に、機械設備工事以外の実施設計内容が含まれる場合は、該当する設計内容に応じた4.3、4.4 の要件を満たすこと。本工事における建築工種の実実施設計を含む。</p> <p>なお、代表者以外の者にあつては、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な実施設計時の配置予定技術者を配置すること。</p>	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	管理技術者	

4.1.1.1	管理技術者の設計経験	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
4.1.2	機械工種設計担当技術者	
4.1.2.1	設計担当技術者の設計経験	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
4.1.3	電気工種設計担当技術者	
4.1.3.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設、又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
4.1.4	土木工種設計担当技術者	
4.1.4.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
4.1.5	建築工種設計担当技術者	
4.1.5.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない
4.1.6	機械工種設計照査技術者	
4.1.6.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
4.1.7	電気工種設計照査技術者	
4.1.7.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
4.1.8	土木工種設計照査技術者	
4.1.8.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
4.1.9	建築工種設計照査技術者	
4.1.9.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
4.1.10	配置予定技術者の配置予定期間	

4.1.10.1	管理技術者の専任	専任を要しない
4.1.10.2	管理技術者の配置予定期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.1.10.3	設計担当技術者の専任	専任を要しない
4.1.10.4	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.1.10.5	設計照査技術者の専任	専任を要しない
4.1.10.6	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
4.2.1	管理技術者	
4.2.1.1	管理技術者の設計経験	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事 POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
4.2.2	機械工種設計担当技術者	
4.2.2.1	設計担当技術者の設計経験	1(5)表3の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事 POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 実施設計内容に土木工種が含まれる場合は「土木工種」の設計担当技術者を、建築工種が含まれる場合は「建築工種」の設計担当技術者を、電気工種が含まれる場合は「電気工種」の設計担当技術者をそれぞれ配置すること。
4.2.3	機械工種設計照査技術者	
4.2.3.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 実施設計内容に土木工種が含まれる場合は「土木工種」の設計照査技術者を、建築工種が含まれる場合は「建築工種」の設計照査技術者を、電気工種が含まれる場合は「電気工種」の設計照査技術者をそれぞれ配置すること。
4.2.4	配置予定技術者の配置予定期間	
4.2.4.1	管理技術者の専任	専任を要しない
4.2.4.2	管理技術者の配置予定期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.2.4.3	設計担当技術者の専任	専任を要しない

4.2.4.4	設計担当技術者の配置予定 期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.2.4.5	設計照査技術者の専任	専任を要しない
4.2.4.6	設計照査技術者の配置予定 期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工種を施工する者)	
4.3.1	土木工種設計担当技術者	
4.3.1.1	設計担当技術 者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
4.3.2	土木工種設計照査技術者	
4.3.2.2	設計照査技術 者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
4.3.3	配置予定技術者の配置予定期間	
4.3.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
4.3.3.2	設計担当技術者の配置予定 期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.3.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない
4.3.3.4	設計照査技術者の配置予定 期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気工種を施工する者)	
4.4.1	電気工種設計担当技術者	
4.4.1.1	設計担当技術 者の設計経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下 水道類似施設、又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有 する者。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
4.4.2	電気工種設計照査技術者	
4.4.2.1	設計照査技術 者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
4.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
4.4.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
4.4.3.2	設計担当技術者の配置予定 期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
4.4.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない

4.4.3.4	設計照査技術者の配置予定 期間	契約締結日の翌日から令和 08 年 09 月 30 日(水)まで
---------	--------------------	----------------------------------